

入札の公告

次のとおり、制限付一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成28年4月19日

上ノ国町長 工藤 昇

1 入札に付する事項

- (1) 工事名称 スポーツセンター建設 建築主体工事
- (2) 工事場所 檜山郡上ノ国町字大留100番地
- (3) 工事概要 建築一式工事（体育館（鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、地上2階建、延べ床面積3,258.85平方メートル）の新築工事）
- (4) 工事期間 契約締結の翌日から平成30年2月13日まで
※なお、諸経費対象期間は平成29年12月13日までとします。
- (5) 予定価格 1,052,254,800円（消費税及び地方消費税の合計額を含む）
- (6) 工事の発注方式
 - ① 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の試行工事である。
 - ② 本工事は、最低制限価格は適用されず、低入札価格調査の対象工事であり、低入札価格調査の対象となる調査基準価格（以下「調査基準価格」という）及び数値的判断による失格基準を設けている。
なお、詳細は「上ノ国町低入札価格調査制度実施要領」（以下「低入札実施要領」という）によること。
 - ③ 本工事の契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条に規定する町議会の議決事項であり、落札者決定後、落札者との間に仮契約を締結し、町議会の議決を経て本契約となるものである。
- (7) 入札に関する事務を担当する課の名称及び所在地など
 - ① 入札手続きに関すること
〒049-0698 北海道檜山郡上ノ国町字大留100番地
上ノ国町役場 施設課 財産管理グループ
TEL：0139-55-2311（内線225）
 - ② 工事に関すること
〒049-0698 北海道檜山郡上ノ国町字大留100番地
上ノ国町役場 施設課 土木建築グループ
TEL：0139-55-2311（内線222）
 - ③ 上記①②の質疑に関する電子メールのアドレス（共通）
e-mail：info@town.kaminokuni.lg.jp
・メールは必ず上記①に電話連絡の上送信すること。
・メールの表題には「スポーツセンター建設関係」と表示すること。
・なお、着信等の電話確認については、土曜日及び日曜日を除く午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までとします。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成27・28年度上ノ国町建設工事競争入札等参加資格者名簿中、本工事と同種の工事種目「建築一式」に登録されている者であること。

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ）

この工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工方式とし、各構成員が平成28年5月1日現在において、次の条件を満たすこと。

（1）すべての構成員に対する条件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当するものでないこと。

イ 道内に営業所（建設業許可申請書別記様式第一号又は別紙二(2)（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第一号又は別紙二(2)）の「営業所」の欄に記載されているものをいう。）を有する者であること。

ウ 本公告日から本工事の入札執行の日までの間に、上ノ国町の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

オ 入札に参加しようとする者の間に、次に掲げる資本関係又は人的関係がないこと。
（資本関係又は人的関係のある者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

① 資本関係

次のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社（以下、「更生会社等」という。）である場合を除く。

（7）親会社と子会社の関係にある場合

（4）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する場合。ただし、（7）については、会社の一方が更生会社等である場合は除く。

（7）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

（4）一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

カ 本工事に係る設計業務の受託者と資本若しくは人事面において、オに掲げる資本関係又は人的関係の各要件に該当する者でないこと。

（設計業務の受託者）株式会社日本工房

（札幌市中央区北1条西7丁目北1条大和田ビル）

キ 建築工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可を受けてから営業年数が4年以上であること。

ク 共同企業体の組み合わせは5社以内とする。なお、出資比率は次に掲げるとおりとする。また、各構成員は本工事に係る他の共同企業体構成員となることができない。その他上ノ国町の「共同企業体運用基準」（平成8年12月18日要綱第301-2号）の規定に適合していること。

（2）共同企業体の代表構成員に対する条件

ア 平成13年度以降に元請けとして、主たる構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の2,000平方メートル以上のスポーツ施設の建築一式工事（新築、改築又は増築）を施工した実績（共同企業体による施工については、出資割合が20%以上の工事に限る。）を有すること。なお、スポーツ施設とは、体育館、武道館、スポーツジム、屋内プール、スタジアム等とし、面積は、建築基準法上の主要用途がス

ポーツ施設である建物1棟分の延床面積とする。

イ 建築工事業について、監理技術者資格者証及び管理技術者講習終了証を有する者又は国家資格を有する主任技術者を契約工期開始日から当該工事に専任で配置できる者であること。ただし、現場説明書に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。

ウ 北海道における「建築工事」の競争入札参加資格がA等級に格付され、H27・28年度北海道建設工事等競争入札参加資格者名簿の総合評定数値（総合評点）が、1, 230点以上であること。

エ 構成員中、最大の施工能力を有し、かつ出資割合が最大であること。

オ 建設業法第3条第1項2号に規定する特定建設業の許可を受けていること。

(3) 共同企業体のその他の構成員について

ア 檜山振興局又は渡島総合振興局管内に営業所（建設業許可申請書別表又は別紙二(2)（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第1号別表又は別紙二(2)）の「営業書」の欄に記載されているものをいう。）を有する者（ただし、競争参加資格確認申請書の提出日に営業期間が3カ月以上あるものに限る。）であり、次の要件を満たす構成員で構成すること。

① 北海道における「建築工事」の競争入札参加資格がA等級に格付され、H27・28年度北海道建設工事等競争入札参加資格者名簿の総合評定数値（総合評点）が、950点以上である者。

② 上ノ国町に本店を有し、上ノ国町の指名競争入札参加者指名基準運用方針」（平成15年要綱第456号）に基づく格付け決定表（平成27・28年度）の「建築工事」の資格区分がAに格付けされている者。

4 競争入札参加申請書等の配布

(1) 配布方法

上ノ国町ホームページからダウンロードすること。また、1（7）①にて直接配布も行う。なお、送付又はファクシミリでは行わないので留意すること。

(2) 配布期間（直接配布の場合）

平成28年4月21日（木）から平成28年5月16日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までとする。

(3) 現場説明

現場説明は行わない。

5 契約条項等を示す場所など

本件工事に係る契約条項、設計図面及び仕様書（以下「設計図書等」という。）の縦覧を下記のとおり上ノ国町役場閲覧コーナーで行う。

なお、入札参加希望者は、閲覧期間中、備付けPCより設計図書等をUSBメモリなどにコピーすることができる。

(1) 閲覧期間

平成28年4月21日（木）から平成28年5月31日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 設計図書や入札参加条件等に関する質問

① 質問書（別紙第1号様式）に記載のうえ、1（7）③宛に電子メールにより行う

ものとする。

② 受付期間は、平成28年5月31日（火）までとする。

③ 質問に対する回答は、平成28年6月7日（火）までに電子メールにより行う。

6 競争入札参加申請書等及び技術提案書の提出

(1) 競争入札参加申請書等

入札の参加希望者は、次の書類を提出しなければならない。

ア 制限付一般競争入札参加申請書（参加申請第1号様式）

イ 競争入札参加資格審査申請書（参加申請第2号様式）

ウ 特定建設工事共同企業体協定書（参加申請第3号様式）

エ 特定関係調書（参加申請第4号様式）

・当該調書提出後、入札書提出までの間において、新たな資本関係又は人的関係が生じた場合は、適宜提出すること。

オ その他添付資料

・建設業許可通知書の写し（全構成員分）

・経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（全構成員分）

(2) 技術提案書

入札の参加希望者は、次の書類を参加申請時に上記（1）の競争入札参加申請書等と併せて提出すること。（別記第1号～第11号様式）

評価項目	内容に関する留意事項
(1) 企業の施工能力	① 工事施工成績 - 過去8年間（平成20年1月1日から平成27年12月31日）に完成通知を受け、その後引き渡しが完了した北海道開発局営繕部及び北海道建築局の発注工事の工事施行成績を評価 - 様式は別記第2号様式 ② 同種・類似工事の施工実績 - 平成13年4月1日から平成28年3月31日までの過去15年間に於ける延べ床面積2千平方メートル以上のスポーツ施設等の建築工事の施工実績を評価 - スポーツ施設等とは、体育館、武道館、スポーツジム、屋内プール、スタジアム等とする。 - 様式は別記第3号様式、別記4号様式 ③ ISOマネジメントの取得 - ISO9001、ISO14001の取得の有無を評価 - 様式は別記第5号様式
(2) 配置予定技術者	① 技術者の資格 - 主任（監理）技術者の保有する資格を評価 - 様式は別記第6号様式 ② 技術者の継続教育 - 配置予定技術者の継続教育の取得状況を評価 - 様式は別記第6号様式 ③ 若年技術者の追加配置 40歳以下の若年技術者で1級・2級施工管理技士の資格を有する者を追加配置する場合に評価 - 様式は別記第7号様式

(3) 地域社会への貢献	①地域貢献活動の実績 ・上ノ国町における地域貢献活動を評価 ・様式は別記第8号様式 ②災害協定の締結 ・災害協定の有無を評価 ・様式は別記第8号様式 ③地域の技能士等の活用 ・上ノ国町内に居住する技能士又は基幹技能士を1名以上活用する計画の有無を評価 様式は別記第9号様式
(4) 経済効果	①地元企業の活用 ・地元企業の下請工事（一次下請）活用及び建設資材の購入計画を評価 ・様式は別記第10号, 10-1号, 10-2号様式 ②地域サービスの利用 ・上ノ国町内での飲食、宿泊、物品購入のサービス活用の計画を評価 ・様式は別記第11号, 11-1号様式

※詳細は、「技術提案書の留意事項」を参照のこと。

(3) 提出方法等

ア 提出場所

(7) ①に提出すること。

イ 提出方法

- ・指定した書類及びその電子データを郵送又は持参すること。ファクシミリによるものは受け付けない。なお、郵送で提出する場合は下記期限までに必着のこととする。
- ・提出書類は封書の上、工事名及び提出者名を明記して提出することとし、併せてその内容をPDF形式にしたものをCD又はDVD1枚に収めて提出すること。

ウ 競争入札参加申請書等及び技術提案書の提出期限

- ・平成28年5月16日（月）午後5時までに必着とする。

(4) その他

ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。

イ 提出された資料は、返却しない。

ウ 提出された資料は、無断で他に使用しない。

エ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

7 入札参加資格の審査

(1) 入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令第167条の5の2に規定する一般競争入札として取り扱うので、入札に参加しようとする者が2及び3に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を平成28年5月20日（金）までに「制限付一般競争入札参加資格審査結果通知書」により通知する。

(2) 技術評価項目の適否に関する審査

(1)による審査の結果、入札参加資格を有すると認められた者の提出した技術評価項目の技術審査を行い、その適否の結果を(1)の通知により通知する。

8 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者又は技術評価項目を採用しないと認められた者は、

その理由について、平成28年5月27日（金）までに書面により説明を求めることができる。なお、書面は1（9）①に掲げる場所に持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

- （2） 理由の説明は、平成28年6月2日（木）までに書面により回答する。

9 入札執行の場所及び日時

- （1） 入札場所
上ノ国役場 研修室
- （2） 入札日時
平成28年6月14日（火）午前9時30分
※入札書については、別紙第2号様式を参考とすること。
- （3） 工事費内訳書などの提出
・入札の執行に当たっては、支出負担行為担当者により、競争入札参加資格があることが確認された旨の制限付一般競争入札参加資格審査結果通知書の写しを提出すること。
・入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した入札価格内訳書（別紙第3号様式）を入札時に提出すること。
・なお、内訳書の提出がない場合又は内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効になるので注意すること。
- （4） その他
郵便や電報等による入札は認めない。

10 入札保証金及び契約保証金

- （1） 入札保証金
上ノ国町財務規則（昭和47年11月規則第22号）の規定により、見積入札金額の100分の5以上とする。
- （2） 契約保証金
契約保証金は免除する。ただしその者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに替える担保の納付を求めることができるものとする。

11 入札の無効

次の入札は無効とする。

- （1） 金額の記載がない入札。
- （2） 法令又は入札説明書等において示した入札に関する条件に違反している入札。
- （3） 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札。
- （4） 入札者又はその代理人の記名押印がなく、必要事項を確認できない入札。
- （5） 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札。
- （6） 入札保証金が10（1）に規定する金額に達しない入札。
- （7） 入札参加資格のない者、入札参加条件に反した者（競争参加資格の確認を受けた者で、その後落札決定までの間に指名停止措置を受けた者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札。
- （8） 入札書提出時に、工事費内訳書の提出がない入札。
- （9） 入札書に記載した入札金額に対応した工事費内訳書の提出がない入札。
- （10） 入札書提出時に技術提案書の提出がない入札。

12 落札者の決定の方法及び通知

(1) 落札者の決定方法

ア 入札参加希望者は、価格及び技術提案により入札し、入札価格が、予定価格の制限の範囲内である者のうち、地方自治法施行令第167条の10の2第2項に規定する場合を除き、別添「落札者決定基準」において示す総合評価の方法及び落札者の決定方法により得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

イ 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。

ウ 落札候補者の入札価格が調査基準価格以上であれば、その者を落札者として決定する。

エ 落札候補者の入札価格が調査基準価格未満であれば、落札者の決定を保留し、低入札価格実施要領に基づく調査を実施する。

オ エにおける調査の結果、契約内容に適合した履行がなされないおそれがないと認められる場合は、その者を落札者として決定する。

カ エにおける調査の結果、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合は、その者を失格とし、その者以外の者を対象として、順次ア以降の方法により落札者を決定する。

(2) 総合評価の方法

次の方法により総合的な評価を行う。

ア 「3 入札参加条件」を満たす入札参加者全てに標準点100点を付与する。

イ 技術提案の評価により、技術評価点として最大25点の加算点を付与する。

ウ 総合評価は、上記ア及びイにより得られた標準点と加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値を用いて行う。

(3) 評価項目

技術提案に係る評価項目は、別添「落札者決定基準」に定める内容とする。

(4) 落札者決定通知

(ア)時期

平成28年6月21日（火）頃を予定

(イ)方法

落札者については、後日決定し、当該落札者及びその他の入札者に対して郵送により通知する。

1.3 調査基準価格等の設定

(1) 調査基準価格の設定及び算定

調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合には、10分の8.5を乗じて得た額とし、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合には、3分の2を乗じて得た額とする。算出の基礎となる額の合計額は千円単位とし、千円未満の端数は切捨てる。

① (直接工事費×0.8)×95%

② 共通仮設費×90%

③ (直接工事費×0.2+現場管理費)×60%

④ 一般管理費等×30%

(2) 失格基準額の設定及び算定

調査対象者を失格と判定する場合の基準となる失格基準額は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に3分の2を乗じて得た額を超える場合には、3分の2を乗じて得た額とする。なお、

算出の基礎となる額の合計額は千円単位とし、千円未満の端数は切捨てる。

- ① (直接工事費×0.8)×75%
- ② 共通仮設費×70%
- ③ (直接工事費×0.2+現場管理費)×20%
- ④ 一般管理費等×0%

1.4 本工事において、調査基準価格を下回った価格で契約する場合の条件

- (1) 主任技術者（監理技術者）とは別に、建設業法第26条第1項に規定する者と同等以上の技術者を専任で1名現場に補助技術者として配置し、主任技術者（監理技術者）を補佐し、工事の品質確保に努めること。
- (2) 現場代理人、主任技術者（監理技術者）、補助技術者は、これを兼ねることができない。

1.5 契約書作成の要否

- (1) 必要とする。
- (2) 建設リサイクル法の適用

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条第1項に規定する対象建設工事であるため、工事請負契約書に（1）分別解体等の方法（2）解体工事に要する費用（3）再資源化等をするための施設の名称及び所在地（4）再資源化等に要する費用についてそれぞれ記入が必要となる。

1.6 支払条件

- (1) でき形部分等予定額
 - ①平成28年度のでき形部分等予定額は559,677,600円とする。
 - ②平成29年度のでき形部分等予定額は492,577,200円とする。
- (2) 支払限度額

平成28年度の支払限度額は503,709,840円とする。
- (3) 前金払
 - ①平成28年度：平成28年度のでき形部分等予定額の10分の4以内の額を前金払い請求できる。（限度額1億円）
 - ②平成29年度：契約額から平成28年度の受領額を控除した額の10分の4以内の額を前金払い請求できる。（限度額1億円）
- (4) 中間前金払
 - ①平成28年度：平成28年度の工事実施期間の2分の1を経過し、かつ、その進捗額が契約金額の100分の15以上の場合、支払限度額の10分の2以内の額を中間前金払い請求することができる。（限度額5千万円）
 - ②平成29年度：平成29年度の工事実施期間の2分の1を経過し、かつその工事の進捗額が契約金額の10分の5以上の場合、当該年度でき形部分等予定額の10分の2以内の額を中間前金払い請求することができる。（限度額5千万円）
- (5) 中間前金払と部分払の選択

契約締結時に中間前金払と部分払のうち、中間前金払を選択した場合は部分払い請求をすることができない。ただし、会計年度末におけるでき形部分等請負代金相当額に対する部分払請求を除く。

1.7 その他

- (1) 入札の執行回数は1回とする。

- (2) 開札の時（落札者の決定前まで）において、この入札公告に定める入札に関する資格や条件に違反した入札は、無効とする。
- (3) 入札手続きの取消し
落札者の決定後において、契約担当者等が入札の公平性が確保できないと認めるときは、入札手続き全体を取り消すことがある。
- (4) 入札書記載金額
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 消費税等課税事業者等の申出
落札者となった者の構成員の一部に免税事業者がいるときは、落札決定後速やかに、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
- (6) 入札の取りやめ又は延期
この入札は、取りやめることまたは延期することがある。
- (7) この入札の執行は公開する。
- (8) 入札参加者に対する評価結果の説明
ア 入札参加者は、評価結果の理由について、落札者等の通知の日の翌日から起算して3日以内に書面により説明を求めることができる。
なお、書面は1(9)①に持参、又は送付によることとする。なお、ファクシミリによるものは受け付けない。
イ 評価結果の説明は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日以内に書面により回答する。
- (9) ペナルティ
受注者の責により、技術提案の内容を履行できない場合は、次の式により求めた違約金に消費税及び地方消費税の率を乗じた額を徴収するものとする。（千円止め）
- ア 配置予定技術者
違約金＝（契約金額÷（標準点+加算点））×配置技術者の加算点
- イ 地域の技能士の活用
違約金＝（契約金額÷（標準点+加算点））×地域の技能士等の活用の加算点
- ウ 地元企業の活用等
違約金＝（契約金額÷（標準点+加算点））×地元企業の活用等の加算点
- エ 地域サービスの活用
違約金＝（契約金額÷（標準点+加算点））×地域サービスの活用の加算点
- ※提案内容を履行できなかった部分についてのみを違約金の対象とする。
※上記計算式の契約金額は、消費税及び地方消費税の額を除いた額とする。
※上記計算式の標準点は100点、加算点は25点で算定する。
- (10) この公告に定めるもののほか、落札者決定基準を、本入札説明書の一部を構成するものとして定めているので、これを承知すること。
- (11) 入札に関して談合情報があつた場合は、入札の執行の延期、事情聴取、誓約書の聴取及び公正取引委員会への通報を行うことがある。
- (12) この公告のほか、入札に参加する者は、建設工事競争入札心得その他関係法令の規定を承

知すること。